

利用できる障害福祉サービス等

相談窓口、障害福祉サービスの種類をご紹介します。細かい内容や分からない点は各市町村の福祉課や相談支援事業所（社会福祉協議会等）にお尋ねください。

●相談窓口

相談支援	困った時や、福祉サービスを利用した時の相談などの支援を行います。
障害者就業・生活支援センター	各機関と連携を図り、就業面や生活面における一体的な相談などの支援を行います。

●訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴や食事などの身体介護、洗濯などの家事援助の生活全般にわたる介護サービス、病院受診の際の付添いをする通院等介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由があり常に介護が必要な方に、自宅での介護から外出時の支援までを総合的に行います。
行動援護	移動時に行動上の危険が伴う方に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。
同行援護	視覚障害者への外出時の移動の支援、視覚情報の提供を行います。
移動支援	屋外での移動が困難な方に、外出のための支援を行います。
訪問入浴サービス	自宅での入浴が困難な方に、浴槽を持ち込んで部屋で入浴できる支援を行います。

●日中活動系サービス

生活介護	施設で入浴、排泄、食事の介護や、創作活動、生産活動の支援などを行います。
療養介護	病院などの施設で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の支援などを行います。
自立訓練（機能・生活・宿泊型）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を行います。
地域活動支援センター	創作的活動や生産的活動、社会との交流の促進、入浴や食事の介護など様々な支援を行います。
日中一時支援	創作的活動や生産的活動、社会との交流の促進などの支援を行います。
児童発達支援	施設への通所利用のほか、地域の障害児や家族を対象とした支援を行いません。
放課後等デイサービス	在学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、活動の場を提供して生活能力訓練などを行います。

●就労系サービス

就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性に合った選択を支援します。
就労移行支援	就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習を行います。
就労定着支援	福祉サービスの利用を経て一般就労した方に対して定期的に面談を行い、職場に定着できるように支援をします。
就労継続支援A型・B型	一般企業に就職が困難な方の就労施設です。就労、生産活動に取り組みながら、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や支援も行います。 A型は雇用契約を結ぶ雇用型です。B型は雇用契約を結ばず、利用者の特性に合わせて就労をする非雇用型です。

●居住系サービス

短期入所（ショートステイ）	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排泄、食事の介護などを行います。
施設入所支援	介護が必要な人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活の支援を行います。
福祉ホーム	住居を必要としている方に低料金のお部屋を提供し、日常生活に必要な支援も行います。
共同生活援助（グループホーム）	共同生活の場において、相談や日常生活上の支援を行います。就労など日中活動の関係機関とも連絡調整をします。